

第5章 津波等対策

この章のポイント

高潮対策として防潮堤や水門等が東京湾及び河川流域に整備されているため、区内には大きな津波が押し寄せる心配はないとされているが、想定外の状況に備え、注意が必要である。

ここでは、ハード対策とソフト対策を組み合わせた津波等の被害を最小限に抑える対策を示す。

1 想定される事態と認識

- 都の被害想定によると、相模トラフ沿いを震源とする海溝型地震が起こった場合、津波の高さは満潮時で最大 T.P.（*）2.63m（江東区）となり、河川敷等で一部浸水のおそれがあるものの、市街地には浸水しないとされているが、豪雨による河川の増水など想定外の状況が加われば、大規模な浸水の可能性も排除できないため、注意が必要である。
- 沿岸地域に出かけた区民が、津波被害に遭わないよう、日頃から津波防災に関する普及啓発が必要である。

2 現在の到達状況

（1）河川施設等の整備と水防活動

- 水防活動に必要な資器材の整備及び訓練の実施
- 防災行政無線をはじめとした、情報伝達手段の整備

（2）津波対策

- 津波防災意識の啓発、教育及び避難訓練の実施

3 対策の方向性

（1）河川施設等の整備と水防活動

- 本区の地域は、国や都が管理している河川護岸や水門等により水害から守られていることを踏まえ、国や都の計画と連携を図りながら対策を講じる。
- 区や都、関係機関が連携して、水防上必要な資器材の確保や体制の整備を行うことで、災害時には迅速に対応する。

（2）津波対策

- 多様な情報伝達手段を用いることにより、迅速・的確な情報伝達のための体制づくりを推進し、区民の安全の確保に取り組んでいく。
- 津波防災意識の啓発や訓練等を実施し、津波防災に対する正しい知識と体験を区民に広める。

（*）東京湾平均海面といい、日本全国の土地の標高を決める基になる。A.P. +1.134mが零位である。

4 具体的な取組

地震前の行動

（予防対策）

河川施設等の整備 と水防活動

- 河川施設等の耐震・耐水対策の推進
- 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送体制の確保
- 水防に必要な資器材及び設備の整備
- 関係機関との緊密な連絡、情報交換、相互援助体制の確保
- 水防活動用の車両の確保、輸送経路の確認

津波対策

- 津波警報・注意報等の正確な情報伝達体制の充実・強化
- 津波予測等に対する避難誘導の迅速化
- 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実
- 関係機関の連携を目的とした訓練の実施

地震直後の行動

（応急対策） 発災後 72 時間 以内

河川施設等の 応急対策

- 注意を要する箇所の巡視・警戒、報告
- 水防情報の発表・伝達
- 関係機関と連携した応急対策の実施
- 水防資器材等の支援要請
- 水防活動及び被害報告の実施

津波に関する情報伝達体制と 避難誘導態勢

- 津波警報等の情報の迅速・的確な収集・伝達体制の確立
- 多様な情報通信手段を用いた迅速な情報伝達
- 安全な場所への避難誘導

地震後の行動

（復旧対策） 発災後 1 週間 目途

河川管理施設の 応急復旧、緊急工事等

- 河川管理施設の応急・復旧対策の実施

被災者の他地区への 移送

- 被災者の移送先の決定・移送、他地区からの被災者の受入体制の整備

5 到達目標

- 水防活動体制と資器材の強化

- 津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導体制の強化
- 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

● 予防対策

第1節 河川施設等の整備

区と都、関係機関等は、管理区域である河川施設等の耐震・耐水対策に連携して取り組むこととする。

第2節 水防活動（活動方針・水防組織・資器材の整備等）

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕

震災時の水災に対処する水防活動等については、風水害編（予防計画）第1章第7節「水防活動」、風水害編（応急・復旧対策計画）第3章「水防対策」に基づき実施する。

第3節 津波避難対策

〔区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕

区における津波被害は、河川敷等で一部浸水のおそれがあるが、市街地は浸水せず、死者などの大きな被害は生じないと想定されているが、豪雨による河川の増水、大潮や低気圧の影響による海面域の上昇等想定外の状況が加われば、大規模な浸水の可能性も排除できないため注意を要する。

震災編第10章予防対策第1節第2項「津波避難対策」にも再掲

1 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化

区は、津波警報・注意報等の情報伝達は防災行政無線だけでなく、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、全国瞬時警報システム（J－ALERT）等のあらゆる手段を活用し、津波が到達するまでの時間で適切に正確な情報伝達を図る。

2 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

津波防災意識の啓発となる授業や訓練等を実施し、防災に対する正しい知識と体験を区民に広める。また、各警察署・消防署、消防団、災害時支援ボランティアなどをはじめとする関係機関の連携促進を目的とした訓練の実施を推進する。

● 応急対策

第1節 河川施設等の応急対策

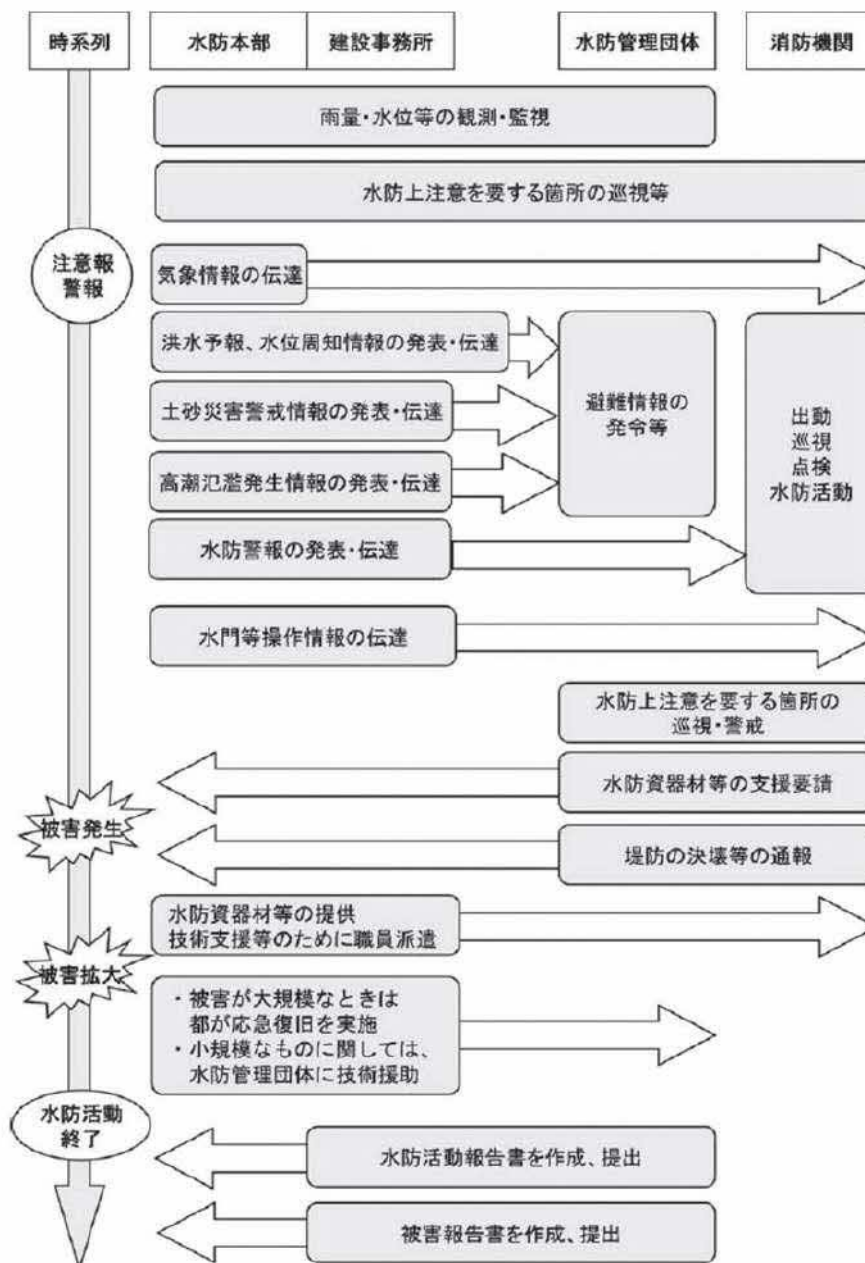
[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]

各施設が地震・津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒し、堤防、護岸の崩壊による災害の発生防止のために必要な予防措置を講じる。

また、被害を受けたときは、速やかに関係機関と連携し、応急・復旧対策を行う。

なお、消防機関は、救助活動を要する水災に対しては、火災等の発生及び消防力等の状況を勘案し、震災消防活動に準じて活動する。

【都及び水防管理団体等の水防活動】



※以上、令和5年度東京都水防計画から引用

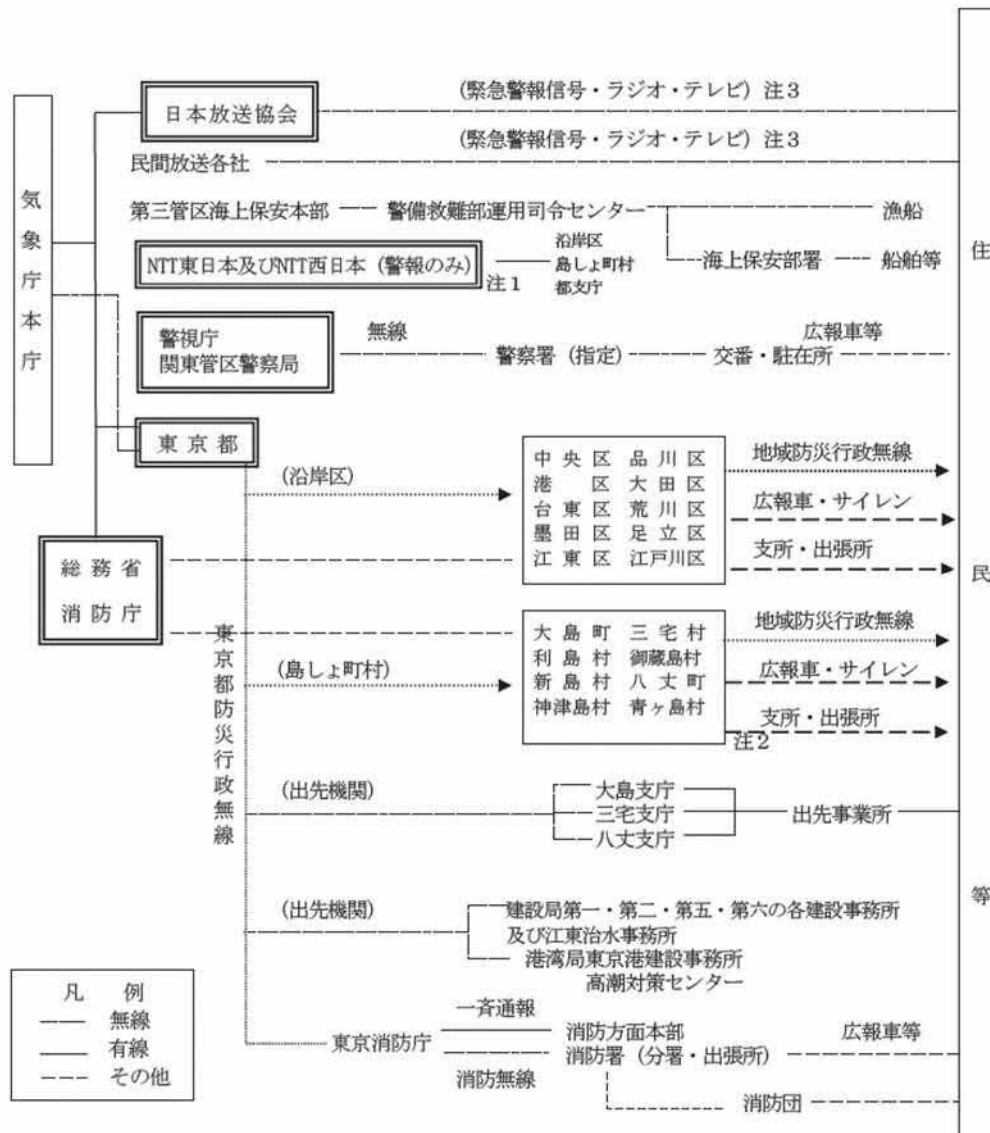
第2節 津波警報・注意報等の伝達体制

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所]

区は、気象庁及び関係機関、都と連携し、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、地域住民等にいち早く伝達する体制を確立する。

なお、津波予報等の通報を受けたときは、状況判断を行い、防災行政無線、広報車、緊急速報メールや危機管理X（旧ツイッター）・区公式フェイスブック等のSNSを活用した周知を行い、その安全確保に努める。

【大津波警報・津波警報・津波注意報 伝達系統図】



(注) 1 気象庁本庁から「NTT 東日本及びNTT 西日本」への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。

2 小笠原村については、気象庁本庁から父島気象観測所あて情報を通報して、小笠原村役場を通じて防災関係機関、一般市民に通知される。

3 緊急警報信号は、津波警報発表時のみ発信する。

4 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先

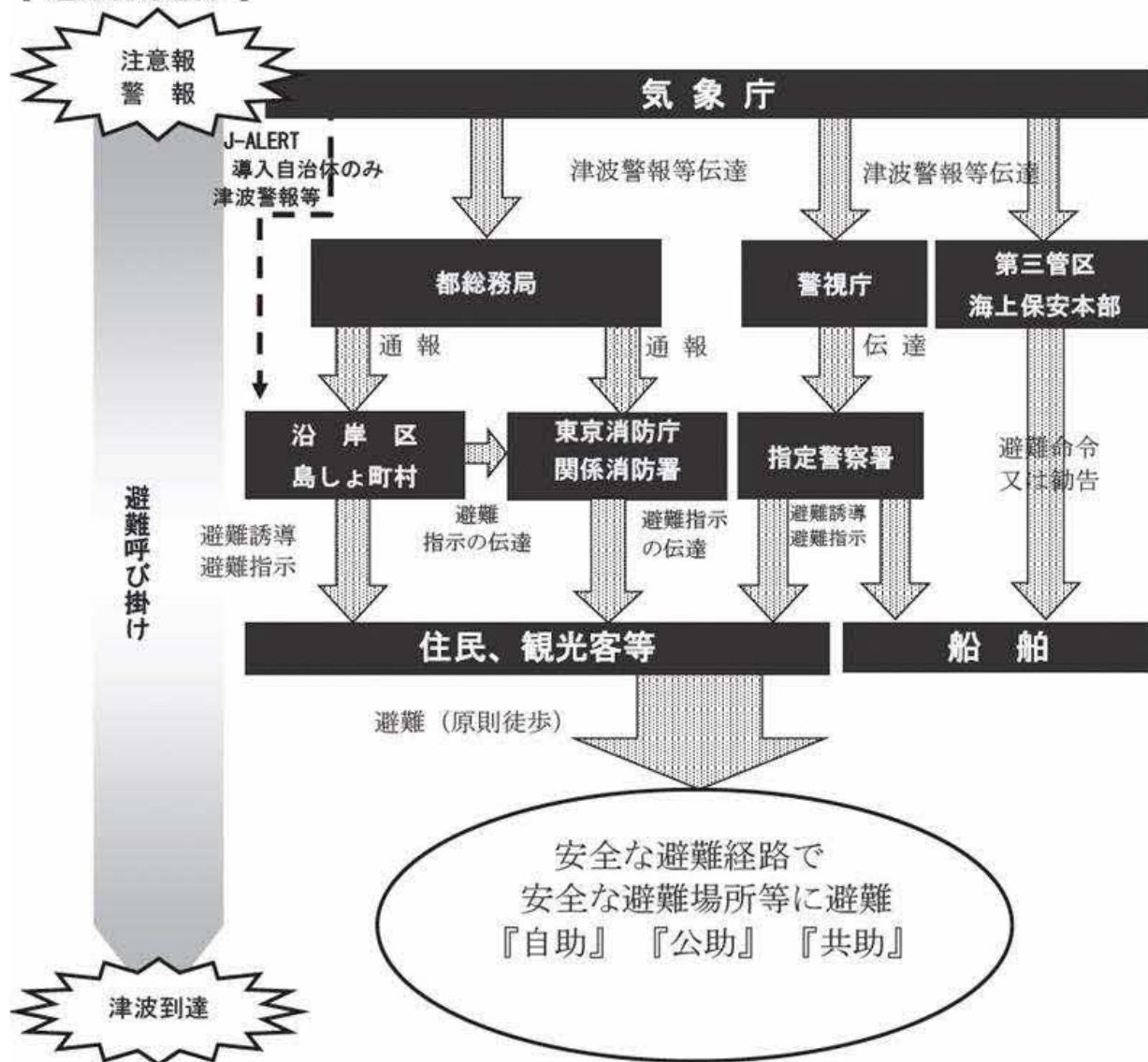
5 矢印付きの経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

第3節 津波に対する避難誘導態勢

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

区は、地震を感知したら津波警報・注意報の情報収集に努め、状況に応じて、水辺から離れた安全な場所（堅牢な建物の3階以上）へ避難を行うように防災行政無線等で注意喚起を行う。

【避難誘導態勢】



● 復旧対策

第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等

〔区、都建設局第五建設事務所・江東治水事務所〕

排水場施設に被害を生じた場合、都は、「東京都水防計画」に従い、排水作業を実施し、内水氾濫による被害の拡大を防止する。

区内の河川管理施設の応急・復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言の下にこれを実施する。

第2節 被災者の他地区への移送

震災編第10章応急対策第6節「被災者の他地区への移送」参照

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク
及びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの応急
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護等対策

